

令和7年10月6日
九州地方整備局

◎不正な行為を行った下記業者について、1ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社八木運送
業 者 の 住 所：熊本県熊本市東区佐土原1-16-37
- 指名停止措置期間：令和7年10月6日 ～ 令和7年11月5日
(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要
本件は、株式会社八木運送の当時代表取締役が、架空の資産を計上するなどして、消費税と地方消費税計2700万円を脱税したとして令和7年7月18日に消費税法違反の罪で起訴されたものである。
- 指名停止措置理由
株式会社八木運送の当時代表取締役が、消費税法違反の罪で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第15号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
15 (不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 本松 泰典（内線 2511）
（契約課直通：Tel 092-476-3509）
港湾空港関係
総務部契約管理官 久永 陽一（内線 290）
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）